

都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準の主な改正点

令和 8 年 8 月改定分

1. 第 3 章 道路に関する基準 3 道路の配置

(内容) 隣接地に開発の余地がある場合における道路配置計画の追記

現基準 P19	新基準 P19
(1) 道路配置計画の基本（政令第 25 条第 1 号） 開発区域内の主たる道路は、開発区域内の交通を支障なく処理できるとともに、都市計画において定められた道路に適合して計画されなければならない。また、開発に伴い発生する交通によって、開発区域外の道路の機能を損なうことなく、周辺の道路と一体となって機能が有効に発揮されるよう計画する必要がある。 なお、道路計画に当たっては必要に応じ道路管理者及び所轄警察署と十分協議を行うこと。	(1) 道路配置計画の基本（政令第 25 条第 1 号） 開発区域内の主たる道路は、開発区域内の交通を支障なく処理できるとともに、都市計画において定められた道路に適合して計画されなければならない。また、開発に伴い発生する交通によって、開発区域外の道路の機能を損なうことなく、周辺の道路と一体となって機能が有効に発揮されるよう計画する必要がある。 なお、道路計画に当たっては必要に応じ道路管理者および所轄警察署と十分協議を行うこと。また、隣接地に開発の余地（1,000 m²以上）がある場合には、容易に接続できる道路配置とすること。

2. 第3章 道路に関する基準 4 道路の幅員

(内容) 開発区域が接する道路の扱いの追記

現基準 P24	新基準 P24
イ 開発区域内に道路を新設しない場合(既存道路に接する一敷地開発の場合) (注) 1 開発の目的、開発区域の規模、形状、周辺の地形、周辺の土地利用等から勘案して、環境の保全上、防災上、通行の安全上支障がないと市長が認めた場合に市長が定める値を採用できる。 なお、市長が定める値が採用できた場合であっても、道路に接する区域は6.0m以上にセットバックすること。(原則、道路用地とする。)ただし、0.1ha未満は除く。 2 表3-4 既存道路の幅員の延長は、原則として開発区域の前面道路と同等以上の幅員を有する交差点までとする。ただし、その先の道路の状態も十分考慮する必要がある。 3 住宅地以外の開発であってもショッピングセンター、トラックターミナル等明らかに大量の発生交通量生じる予定建築物等を目的とした開発行為には、市長が定める値を採用できない。 4 道路交通法の規定に基づく一方通行の道路においては、幅員を4.0m以上とする。(交安委員会の協議を行うこと。)なお、この場合も注1と同様、道路に接する区域は、6.0m以上にセットバックすること。(原則、道路用地とする。) 5 自己用住宅の場合は除く。	イ 開発区域内に道路を新設しない場合(既存道路に接する一敷地開発の場合) (注) 1 開発の目的、開発区域の規模、形状、周辺の地形、周辺の土地利用等から勘案して、環境の保全上、防災上、通行の安全上支障がないと市長が認めた場合に市長が定める値を採用できる。 なお、市長が定める値が採用できた場合であっても、道路に接する区域は原則、規定値以上にセットバックし、道路用地とすること。(ただし、道路管理者との協議によっては、この限りではない。)ただし、0.1ha未満は除く。 2 表3-4 既存道路の幅員の延長は、原則として開発区域の前面道路と同等以上の幅員を有する交差点までとする。ただし、その先の道路の状態も十分考慮する必要がある。 3 住宅地以外の開発であってもショッピングセンター、トラックターミナル等明らかに大量の発生交通量生じる予定建築物等を目的とした開発行為には、市長が定める値を採用できない。 4 道路交通法の規定に基づく一方通行の道路においては、幅員を4.0m以上とする。(交安委員会の協議を行うこと。)なお、この場合も注1と同様、道路に接する区域は原則、規定値以上にセットバックし、道路用地とすること。(ただし、道路管理者との協議によっては、この限りではない。) 5 自己用住宅の場合は除く。

3. 第3章 道路に関する基準 5 区域外既存道路と接道（政令第25条第4号）

（内容）開発区域が接する道路の扱いの追記

現基準 P25	新基準 P25
5 区域外既存道路と接道 （注） 1 開発の目的、開発区域の規模、形状、周辺の地形、周辺の土地利用等から勘案して、環境の保全上、防災上、通行の安全上支障がないと市長が認めた場合に市長が定める値を採用できる。 なお、市長が定める値が採用できた場合であっても、道路に接する区域は6.0m以上にセットバックすること。（原則、道路用地とする。）ただし、0.1ha未満は除く。 2 表3-5 既存道路の幅員の延長は、原則として開発区域の前面道路と同等以上の幅員を有する交差点までとする。ただし、その先の道路の状態も十分考慮する必要がある。 3 道路交通法の規定に基づく一方通行の道路においては、幅員を4.0m以上とする。（交安委員会との協議を行うこと。）なお、この場合も注1と同様、道路に接する区域は、6.0m以上にセットバックすること。（原則、道路用地とする。） 4 接続先道路の幅員が規定値以上であっても、開発の目的、開発区域の規模、形状、周辺の土地利用等から勘案して、既存道路の構造改良が必要と市長が求めた場合は、整備改良を協議するもの。 5 開発区域内に新設する道路については、市道認定を前提としていることから、市長が定める値は、市道とする。	5 区域外既存道路と接道 （注） 1 開発の目的、開発区域の規模、形状、周辺の地形、周辺の土地利用等から勘案して、環境の保全上、防災上、通行の安全上支障がないと市長が認めた場合に市長が定める値を採用できる。 なお、市長が定める値が採用できた場合であっても、道路に接する区域は原則、規定値以上にセットバックし、道路用地とすること。（ただし、道路管理者との協議によっては、この限りではない。） 2 表3-5 既存道路の幅員の延長は、原則として開発区域の前面道路と同等以上の幅員を有する交差点までとする。ただし、その先の道路の状態も十分考慮する必要がある。 3 道路交通法の規定に基づく一方通行の道路においては、幅員を4.0m以上とする。（交安委員会との協議を行うこと。）なお、この場合も注1と同様、道路に接する区域は原則、規定値以上にセットバックし、道路用地とすること。（ただし、道路管理者との協議によっては、この限りではない。） 4 接続先道路の幅員が規定値以上であっても、開発の目的、開発区域の規模、形状、周辺の土地利用等から勘案して、既存道路の構造改良が必要と市長が求めた場合は、整備改良を協議するもの。 5 開発区域内に新設する道路については、市道認定を前提としていることから、市長が定める値は、市道とする。

4. 第4章 公園、緑地、広場に関する基準 3 公園の配備計画 (3) 公園の配置

(内容) 開発行為に伴い設置される公園のフロー図の追加

現基準 P45	新基準 P45
	(4) 公園の配置 開発行為に伴い設置される公園については、下記のフロー図に従い、計画の方針を決定すること。 (4) 公園の配置 開発行為に伴い設置される公園については、次のフロー図に従い、計画の方針を決定すること。 ※1 既存公園の施設更新が不要であっても利用者の利便性が向上する新たな施設の追加等が可能な場合は「Yes」とする。 ※2 例として、開発面積が3,000㎡で開発地から250m以内に200㎡の既存の公園が存在する場合、開発に必要な公園面積90㎡(3,000㎡×3%とし、最低面積150㎡は適用しない。)の2倍以上となるため「Yes」とする。ただし、既存公園の面積が必要公園面積の2倍以下であっても管理者が既存公園において、施設更新の必要性や施設の追加等を認めた場合は、「Yes」とする。 ※3 利用者の利便性が向上する遊具、フェンスの新設や更新、表土の入れ替えなど複数組み合わせ実施すること。 ※1 既存公園の施設更新が不要であっても利用者の利便性が向上する新たな施設の追加等が可能な場合は、「Yes」とする。 ※2 例として、開発面積が3,000㎡で開発地から250m以内に200㎡の

既存の公園が存在する場合、開発に必要な公園面積 90 m^2 ($3,000 \text{ m}^2 \times 3\%$ とし、最低面積 150 m^2 は適用しない。) の 2 倍以上となるため「Yes」とする。ただし、既存公園の面積が必要公園面積の 2 倍以下であっても管理者が既存公園において、施設更新の必要性や施設の追加等を認めた場合は、「Yes」とする。

※3 利用者の利便性が向上する遊具、フェンスの新設や更新、表土の入れ替えなど複数組み合わせ実施すること。

5. 第8章 消防水利に関する基準 4 消防水利施設の配置 (2) 消火栓

(内容) 消火栓の設置について、分譲開発区域内に設置することの追記

現基準 P60	新基準 P61
ア 住宅を目的とした分譲開発区域については、初期消火を主眼として消火栓を設置すること。	ア 住宅を目的とした分譲開発区域については、初期消火を主眼として開発区域内に消火栓を設置すること。

6. 第8章 消防水利に関する基準 4 消防水利施設の配置 (3) 防火水槽

(内容) 共同住宅等の防火水槽の設置基準の見直しおよび技術基準と消防法令で定める防火水槽および消防用水の水源水量について表記

現基準 P60	新基準 P61
ウ 共同住宅等は、1 棟 100 住戸を基準として防火水槽 40t を設置し原則とし 100 戸増すごとに 1 基を加えるものとする。	ウ 共同住宅等は、100 住戸を基準として防火水槽 40 m ³ を設置し原則とし 100 戸増すごとに 1 基を加えるものとする。 キ 消防法令に基づく消防用水の設置義務が生じる場合、その水量は、本基準または消防法令のいずれかの大なる方の基準を適用するものとする。また、開発区域に設置する防火水槽の水量は、消防法令に基づく消防用水の水量に含むものとし、水源の位置は消防法令に基づくものとする。

7. 第8章 消防水利に関する基準 5 消防水利施設の構造 (2) 防火水槽

(内容) 防火水槽の鉄蓋について、図は参照とする

現基準 P61	新基準 P61
カ 吸管投入孔は、円形としその直径は0.6m以上であるものとする。 なお、投入孔は2箇所設け、鉄蓋については防火水槽である旨を表示し、蓋全体に黄色の塗色をするものとする。	カ 吸管投入孔は、円形としその直径は0.6m以上であるものとする。 なお、投入孔は2箇所設け、鉄蓋については防火水槽である旨を表示し (図 8-1 参照)、蓋全体に黄色の塗色をするものとする。

8. 第8章 消防水利に関する基準 5 消防水利施設の構造 (3) 消防用地（ホース格納箱用地）

(内容) 消防用地の寸法について、ホース格納箱の寸法により別途協議することの追記

現基準 P61	新基準 P62
ア 消防水利標識柱およびホース格納箱を設置する用地として、1.0m×0.5mの消防用地を設けること。（図8-2参照）ただし、消防水利標識柱を単独で建植しなければならない場合は、(4) 消防水利標識 アの専用の土地を別途確保すること。	ア 消防水利標識柱およびホース格納箱を設置する用地として、1.0m×0.5mの消防用地を設けること。（図8-2参照とし、ホース格納箱の寸法により別途協議する。）ただし、消防水利標識柱を単独で建植しなければならない場合は、(4) 消防水利標識 アの専用の土地を別途確保すること。

9. 第8章 消防水利に関する基準 7 消防水利施設の帰属

(内容) 事業所、共同住宅等の敷地内に設置する消防水利施設についての追記

現基準 P62	新基準 P63
都市計画法第 32 条協議のもと決定した消防水利施設およびその用地は、完了検査の後、速やかに彦根市に帰属しなければならない。	都市計画法第 32 条協議のもと決定した消防水利施設およびその用地は、完了検査の後、速やかに彦根市に帰属しなければならない。 ただし、事業所、共同住宅等の敷地内に設置する消防水利施設については、この限りでない。

10. 第11章 造成工事に関する基準 8 擁壁工 (5) 擁壁の設置基準

(内容) 擁壁の高低差の基準および建築用空洞コンクリートブロックの仕様における記載の見直し。

現基準 P94	新基準 P96
(5) 擁壁の設置基準 ①省令による義務設置以外の擁壁であっても、0.20m以上の高低差が生じる場合には、重力式擁壁同等以上のもので設計すること。ただし、道路からの乗り入れ部分においてはこの限りではない。 ②構造物に土圧がかかる場合、建築用コンクリートブロック、板柵等構造物などは認められないことから、擁壁を設置すること。	(5) 擁壁の設置基準 ①省令による義務設置以外の擁壁であっても、0.15m以上の高低差が生じる場合には、重力式擁壁同等以上のもので設計すること。ただし、道路からの乗り入れ部分においてはこの限りではない。 ②建築用空洞コンクリートブロック(CB)の使用にあたっては、偏土圧が作用する場合には使用せず、擁壁を設置すること。

1 1. 第 1 1 章 造成工事に関する基準 8 擁壁工 (6) 土質 (基礎地盤)

(内容) 簡易支持力測定器 (キャスポル) の仕様について追記

現基準 P95	新基準 P97
2) 地盤の許容応力度を定める方法 地盤の許容応力度を定める方法は、次の各号に掲げるものとする。 ① 支持力式による方法 ② 平板載荷試験による方法 ③ スウェーデン式サウンディングによる方法 なお、簡易支持力測定器 (キャスポル) については、現場での施工管理用または従来の原位置載荷試験の補完用測定機器であるので使用については、協議すること。	2) 地盤の許容応力度を定める方法 地盤の許容応力度を定める方法は、次の各号に掲げるものとする。 ① 支持力式による方法 ② 平板載荷試験による方法 ③ スクリューウェイト貫入試験による方法 なお、簡易支持力測定器 (キャスポル) については、現場での施工管理用または従来の原位置載荷試験の補完用測定機器であるので使用については、下記の場合に限る。 ・ 地盤改良後の地盤支持力を確認する場合 ・ 開発区域内地盤面の地盤支持力を上記②、③で把握した上で、擁壁、ボックスカルバート等の設置位置 (ジャストポイント) で地盤支持力を確認する場合 ・ その他、原位置載荷試験の補完用測定機器として使用する場合

1 2. 第 1 1 章 造成工事に関する基準 8 擁壁工 (11) 鉄筋コンクリート擁壁

(内容) 現場打ち L 型擁壁のハンチの追記

現基準 P117	新基準 P119
ウ 鉄筋コンクリート造擁壁の設計・施工上の留意事項 ・ 擁壁にはハンチを設け、主筋より 1 ランク下の径以上で、ピッチは、主筋ピッチの 2 倍以下の補強筋を施工すること。	ウ 鉄筋コンクリート造擁壁の設計・施工上の留意事項 ・ 擁壁にはハンチを設け、主筋より 1 ランク下の径以上で、ピッチは、主筋ピッチの 2 倍以下の補強筋を施工すること。 ・ 擁壁の縦壁とスラブの交差部分には、原則として縦壁の厚さ程度のハンチを設けること。

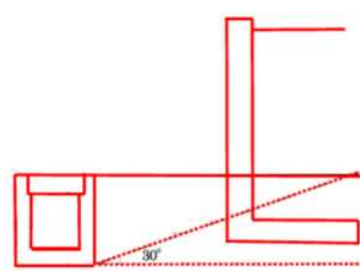
1 3. 第 1 1 章 造成工事に関する基準 8 擁壁工 (12) プレキャスト擁壁

(内容) 擁壁の端数処理等の追記

現基準 P119	新基準 P122
エ 端数処理等 プレキャスト擁壁の単体の製品規格は、延長 L=2.00m となっているものが多い。このため、擁壁の設置延長により規格品を設置できない箇所が生じる。また屈曲箇所においても擁壁を設置できない場合がある。このような場合、次のいずれかの方法で端数の処理を行うこと。 ① メーカーに発注し、端数処理用のプレキャスト擁壁を製造させる。 ② 本節による重力式擁壁を用いる。	エ 端数処理等 プレキャスト擁壁の単体の製品規格は、延長 L=2.00m となっているものが多い。このため、擁壁の設置延長により規格品を設置できない箇所が生じる。また屈曲箇所においても擁壁を設置できない場合がある。このような場合、次のいずれかの方法で端数の処理を行うこと。 ① メーカーに発注し、端数処理用のプレキャスト擁壁を製造させる。 ② 本節による重力式擁壁等を用いる。ただし、延長は 50cm 以上かつ見え高以上とする。 ③ 擁壁は、原則切断しないこと。やむを得ず切断する場合は、切断部の鉄筋の適切な保護処置を行うこと。

1 4. 第 1 1 章 造成工事に関する基準 8 擁壁工 (13) 細部構造

(内容) 擁壁の細部構造の追記

現基準 P120.121	新基準 P122.123
ア 排水工 (省令第 27 条第 2 号) (略) イ 根入れ (イ) 道路側溝等に接して設ける擁壁の根入れは、道路面を基準とする (略) ※ なお、素堀水路が床打コンクリートのないプレハブ水路に接して擁壁を設ける場合は、水路の河床から根入れ深さ (H) を確保すること。	ア 排水工 (省令第 27 条第 2 号) (略) (ク) 水抜き穴からの排水が隣接地に影響を及ぼさないよう、排水溝を設置し、排水を管理すること。 イ 根入れ (イ) 道路側溝等に接して設ける擁壁の根入れは、道路面を基準とする (略) ※ なお、素堀水路や床打コンクリートのないプレハブ水路に接して擁壁を設ける場合は、水路の河床から根入れ深さ (h) を確保すること。 (ウ) 道路側溝等から離れた位置に設置する擁壁の根入れ深さについては、道路側溝等の構造物底面から描いた 30° の影響線内に位置する場合、擁壁の縦壁を 30° ラインの下方に設けること。 図 11-34 排水構造物から離れた場合の根入れ 

1 5 . 第 1 1 章 造成工事に関する基準 8 擁壁工 (13) 細部構造

(内容) 伸縮目地の追記

現基準 P121	新基準 P124												
ウ 伸縮目地 (ア) 擁壁の目地は、下表に示す標準間隔内に設けること。 表 11-33 目地の標準間隔 <table> <tr> <th>種 別</th><th>伸縮目地</th></tr> <tr> <td>ブロック積・無筋コンクリート擁壁</td><td>10.0 (m)</td></tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート擁壁</td><td>20.0 (m)</td></tr> </table>	種 別	伸縮目地	ブロック積・無筋コンクリート擁壁	10.0 (m)	鉄筋コンクリート擁壁	20.0 (m)	ウ 伸縮目地 (ア) 擁壁の目地は、下表に示す標準間隔内に設けること。 表 11-33 目地の標準間隔 <table> <tr> <th>種 別</th><th>伸縮目地</th></tr> <tr> <td>ブロック積・無筋コンクリート擁壁</td><td>10.0 (m)</td></tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート擁壁</td><td>20.0 (m)</td></tr> </table> (イ)地盤が変化する箇所に設けること。 (ウ)擁壁の高さが著しく異なる箇所に設けること。 (エ)擁壁の材料、工法が異なる箇所に設けること。	種 別	伸縮目地	ブロック積・無筋コンクリート擁壁	10.0 (m)	鉄筋コンクリート擁壁	20.0 (m)
種 別	伸縮目地												
ブロック積・無筋コンクリート擁壁	10.0 (m)												
鉄筋コンクリート擁壁	20.0 (m)												
種 別	伸縮目地												
ブロック積・無筋コンクリート擁壁	10.0 (m)												
鉄筋コンクリート擁壁	20.0 (m)												

16. 参考資料 第10章 参考資料 開発行為に伴う雨水排水計画基準（案）

第1章 総則 5 対策工事の原則

（内容）流域調査について、開発区域が水路などで分断され、調整池が2つ以上になる場合、それぞれの調整池の流域の100倍以上ではなく、開発全体面積の100倍以上となるまで調査が必要であるもの

現基準 参考 10-①-6	新基準 参考 10-①-6
（3）流下能力の調査を要する流末排水河川等の区間は、排水放流箇所から開発区域面積の100倍以上の流域を有する地点までを基本とする。ただし、調査を要する区間外であっても河川等および流域の状況を考慮して、彦根市が別途指示することがある。	（3）流下能力の調査を要する流末排水河川等の区間は、排水放流箇所から開発区域全体面積の100倍以上の流域を有する地点までを基本とする。ただし、調査を要する区間外であっても河川等および流域の状況を考慮して、彦根市が別途指示することがある。

17. 参考資料 第10章 参考資料 開発行為に伴う雨水排水計画基準（案）
第3章 雨水流出抑制施設の設計 4 放流先河川等の排水能力の検討

（内容）補足説明の追記

現基準 参考 10-①-9	新基準 参考 10-①-9																												
4－2 洪水到達時間の算定 $t = t_a + t_b$ ここに、t：洪水到達時間（min） $t_a = L / (W \times 60)$ ここに、t_a：流下時間（min） 表-4 河道の平均流速 <table><tr><th>I</th><th>1/100以上</th><th>1/100～200</th><th>1/200以下</th></tr><tr><th>W</th><td>3.5</td><td>3.0</td><td>2.1</td></tr></table> ここに、L：河道延長（m） W：河道の平均流速（m/sec） I：流路勾配 t_b：流入時間（min） 表-5 流入時間 <table><tr><th rowspan="2">t_b</th><th rowspan="2">残流域</th><th>2.0km²以上</th><th>30分（急斜面区域は20分）</th></tr><tr><td>2.0km²未満</td><td>$30 \times \sqrt{A} / \sqrt{2}$</td></tr></table> ここに、$A$：残流域の面積（km²）	I	1/100以上	1/100～200	1/200以下	W	3.5	3.0	2.1	t_b	残流域	2.0km ² 以上	30分（急斜面区域は20分）	2.0km ² 未満	$30 \times \sqrt{A} / \sqrt{2}$	4－2 洪水到達時間の算定 $t = t_a + t_b$ ここに、t：洪水到達時間（min） $t_a = L / (W \times 60)$ ここに、t_a：流下時間（min） 表-4 河道の平均流速 <table><tr><th>I</th><th>1/100以上</th><th>1/100～200</th><th>1/200以下</th></tr><tr><th>W</th><td>3.5</td><td>3.0</td><td>2.1</td></tr></table> ここに、L：河道延長（m） W：河道の平均流速（m/sec） I：流路勾配 ※流路勾配 I は各河道の最上流から各地点までの平均勾配とする。 t_b：流入時間（min） 表-5 流入時間 <table><tr><th rowspan="2">t_b</th><th rowspan="2">残流域</th><th>2.0km²以上</th><th>30分（急斜面区域は20分）</th></tr><tr><td>2.0km²未満</td><td>$30 \times \sqrt{A} / \sqrt{2}$</td></tr></table> ここに、$A$：残流域の面積（km²）	I	1/100以上	1/100～200	1/200以下	W	3.5	3.0	2.1	t_b	残流域	2.0km ² 以上	30分（急斜面区域は20分）	2.0km ² 未満	$30 \times \sqrt{A} / \sqrt{2}$
I	1/100以上	1/100～200	1/200以下																										
W	3.5	3.0	2.1																										
t_b	残流域	2.0km ² 以上	30分（急斜面区域は20分）																										
		2.0km ² 未満	$30 \times \sqrt{A} / \sqrt{2}$																										
I	1/100以上	1/100～200	1/200以下																										
W	3.5	3.0	2.1																										
t_b	残流域	2.0km ² 以上	30分（急斜面区域は20分）																										
		2.0km ² 未満	$30 \times \sqrt{A} / \sqrt{2}$																										

18. 参考資料 第10章 参考資料 開発行為に伴う雨水排水計画基準（案）

第3章 雨水流出抑制施設の設計 5 調整池等雨水流出抑制施設の設置 5-4 調整池等による洪水調節の原則

（内容）調整池等による洪水調節の原則の追記

現基準 参考 10-①-12	新基準 参考 10-①-12
（2）開発区域の許容放流量は次式により算出するものとする。 $Qc' = qc \times A$ ここに、Qc'：開発区域の許容放流量（m^3/sec） A：開発区域の面積（ha） qc：流末排水河川等の各狭小箇所iの流下能力から算出される比流量 qi のうち最小値 （$m^3/s/ha$） $qi = Qi / Ai$ ここに、qi：各狭小箇所 i の流下能力から算出される比流量（$m^3/sec/ha$） Qi：狭小箇所 i の流下能力（m^3/sec） Ai：狭小箇所 i における流域面積（ha） i：各狭小箇所を示す添字（$i=1 \sim n$） （3）地表面貯留方式で貯留する場合を除き、開発区域面積が 0.5ha に満たない開発行為においては、比流量を $0.233 m^3/sec/ha$ として開発区域の許容放流量を算出することができる。 $Qc' = 1/360 \times f \times r \times A$ ここに、Qc'：開発区域の許容放流量（m^3/sec） A：開発区域面積（ha） f：流出係数=0.7	（2）開発区域の許容放流量は次式により算出するものとする。 $Qc' = qc \times A$ ここに、Qc'：開発区域の許容放流量（m^3/sec） A：開発区域の面積（ha） qc：現況流下能力を上回る計画高水流量である狭小箇所iの比流量 qi のうち最小値 （$m^3/sec/ha$） $qi = Qi / Ai$ ここに、qi：各狭小箇所 i の流下能力から算出される比流量（$m^3/sec/ha$） Qi：狭小箇所 i の流下能力（m^3/sec） Ai：狭小箇所 i における流域面積（ha） i：各狭小箇所を示す添字（$i=1 \sim n$） （3）地表面貯留方式で貯留する場合を除き、開発区域全体面積が 0.5ha に満たない開発行為または周辺の土地利用や排水状況等によりやむを得ないと彦根市が判断する場合には、比流量を $0.233 m^3/sec/ha$ として開発区域の許容放流量を算出することができる。 $Qc' = 1/360 \times f \times r \times A$ ここに、Qc'：開発区域の許容放流量（m^3/sec） A：開発区域面積（ha）

r : 降雨強度 (mm/hr) =120mm/hr

注) 流出係数は、開発行為前の流出係数であるが、開発区域面積が 0.5ha に満たない開発行為において本規定を適用する場合は、従前の開発区域を一律、水田 (0.7) として取り扱うこととする。

f : 流出係数=0.7

r : 降雨強度 (mm/hr) =120mm/hr

注) 流出係数は、開発行為前の流出係数であるが、開発区域全体面積が 0.5ha に満たない開発行為において本規定を適用する場合は、従前の開発区域を一律、水田 (0.7) として取り扱うこととする。

19. 参考資料 第10章 参考資料 開発行為に伴う雨水排水計画基準（案）
 第4章 雨水流出抑制施設の構造 2 調整池 2-3 調整池の帰属

（内容）道路等の公共用地の排水を受けることを条件として追記

現基準 参考 10-①-15	新基準 参考 10-①-15
対策工事に伴い設置した調整池（暫定調整池および公共性のないものは除く）は、公共施設として彦根市（河川管理者）に帰属するものとする。なお、公共性とは、2以上の区画の雨水排水を受けるものか否かで判断するものとするが、将来的な土地利用計画の変更時の取り扱いについて、彦根市と十分協議すること。	対策工事に伴い設置した調整池（暫定調整池および公共性のないものは除く）は、公共施設として彦根市（河川管理者）に帰属するものとする。なお、公共性とは、開発行為によって新たに整備される道路等の公共用地および2以上の区画の雨水排水を受けるものか否かで判断するものとするが、土地利用計画について、彦根市と十分協議すること。

20. 参考資料 第10章 参考資料 開発行為に伴う雨水排水計画基準（案）
第4章 雨水流出抑制施設の構造 2 調整池 2-5 余水吐

（内容）誤字訂正

現基準 参考 10-①-17	新基準 参考 10-①-17
（4）余水吐は、次の機能および構造を有するものとする。 ① 流入水路は、平面的に流れが一様で、かつ流水に乱れを生じないようにする。また流木、塵芥によって閉塞しないような構造とし、先堀等を防止するために、水路流入部周辺を保護するものとする。	（4）余水吐は、次の機能および構造を有するものとする。 ① 流入水路は、平面的に流れが一様で、かつ流水に乱れを生じないようにする。また流木、塵芥によって閉塞しないような構造とし、洗堀等を防止するために、水路流入部周辺を保護するものとする。

2 1. 参考資料 第 1 0 章 参考資料 開発行為に伴う雨水排水計画基準（案）
第 4 章 雨水流出抑制施設の構造 2 調整池 2－8 ポンプ排水方式

（内容）ポンプピットの大きさの変更

現基準 参考 10-①-18	新基準 参考 10-①-18
（3）ポンプ排水施設は、次の機能および構造を有するものとする。 ① 調整池とは別にポンプを設置する施設（以下、「ポンプピット」という。）を設けること。 ② 調整池の底面が常にドライな状態になるようにポンプピットの深さを計画すること。 ③ ポンプピットは、ポンプとポンプピットの離隔が 0.6m 以上（ポンプの撤去復旧が可能な離隔）の大きさを有するものとする。また、容易に維持管理ができるようグレーチング等を設置するとともに、容易に取り外しを行うための足場を設けること。	（3）ポンプ排水施設は、次の機能および構造を有するものとする。 ① 調整池とは別にポンプを設置する施設（以下、「ポンプピット」という。）を設けること。 ② ポンプピット底面は、調整池底面から 1.0m 以上かつポンプ頂部から調整池底面までの離隔を 0.5m 以上確保すること。なお、現場状況等によりこれによりがたい場合は、別途協議するものとする。 ③ ポンプピットは、内寸 4.0m×3.0m 以上かつポンプとポンプピットの離隔が 0.6m 以上（ポンプの撤去復旧が可能な離隔）の大きさを有するものとする。なお、現場状況等によりこれによりがたい場合は、別途協議するものとする。また、容易に維持管理ができるようグレーチング等を設置するとともに、容易に取り外しを行うための足場を設けること。

2.2. 参考資料 第10章 参考資料 開発行為に伴う雨水排水計画基準（案）

第4章 雨水流出抑制施設の構造 5 地下貯留方式

（内容）内部空間を確保できる構造で計画することの追記

現基準 参考 10-①-21	新基準 参考 10-①-21
開発区域面積が 0.5ha 以上の開発行為のうち、第 4 章 2-3（調整池の帰属）の規定に該当せず、開発事業者等が施設の管理を行うもので、地表において適地が得られない、または地表に雨水を貯留することで支障が生じる場合に限り地下貯留方式を採用できるものとする。ただし、施設の構造については、河川管理者と協議の上、維持管理上または安全管理上の観点からその機能を十分有したものとする。	開発区域面積が 0.5ha 以上の開発行為のうち、第 4 章 2-3（調整池の帰属）の規定に該当せず、開発事業者等が施設の管理を行うもので、地表において適地が得られない、または地表に雨水を貯留することで支障が生じる場合に限り地下貯留方式を採用できるものとする。ただし、施設の構造については、貯留施設内での点検および清掃等の維持管理作業が可能な内部空間が確保されているものとする。なお、現場状況等によりこれによりがたい場合は、別途協議するものとする。